

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年 3 月に「栃木県地域福祉支援計画(第 1 期)」、平成 22(2010)年 3 月に「栃木県地域福祉支援計画(第 2 期)」、平成 26(2014)年に「栃木県地域福祉支援計画(第 3 期)」(以下「第 3 期計画」という。)を策定し、地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、「市町村地域福祉計画」の策定や、市町の取組等を支援してきました。

こうした中、近年、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や、80 代の高齢の親と 50 代の無職等の子が同居する「8050 問題」、18 歳未満の子が家族の介護や世話を行う「ヤングケアラー」などの課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、それぞれの制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、包括的に支援していくことなどが求められています。

また、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えており、人口構造の推移を見ると、令和 7(2025)年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することに伴い、社会の活力維持・向上をどのように図るかなど、新たな局面における課題への対応が必要です。

しかしながら、これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場における「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人、人と資源とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない場合や、適切な支援に結びつかない場合など、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、各自治体では、「人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる『地域共生社会』の実現」に向けた体制整備などが進められており、本県においても、住民一人ひとりの安心した暮らしに向けた取組を着実に実施していく必要があります。

そこで、第 3 期計画の計画期間満了に伴い、地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、「市町村地域福祉計画」に基づく市町の取組をはじめ、様々な主体による取組を支援する県の施策を示すため、新たに「栃木県地域福祉支援計画(第 4 期)」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものであるとともに、本県の福祉に関する基本方針となるものです。

また、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けられるものです。

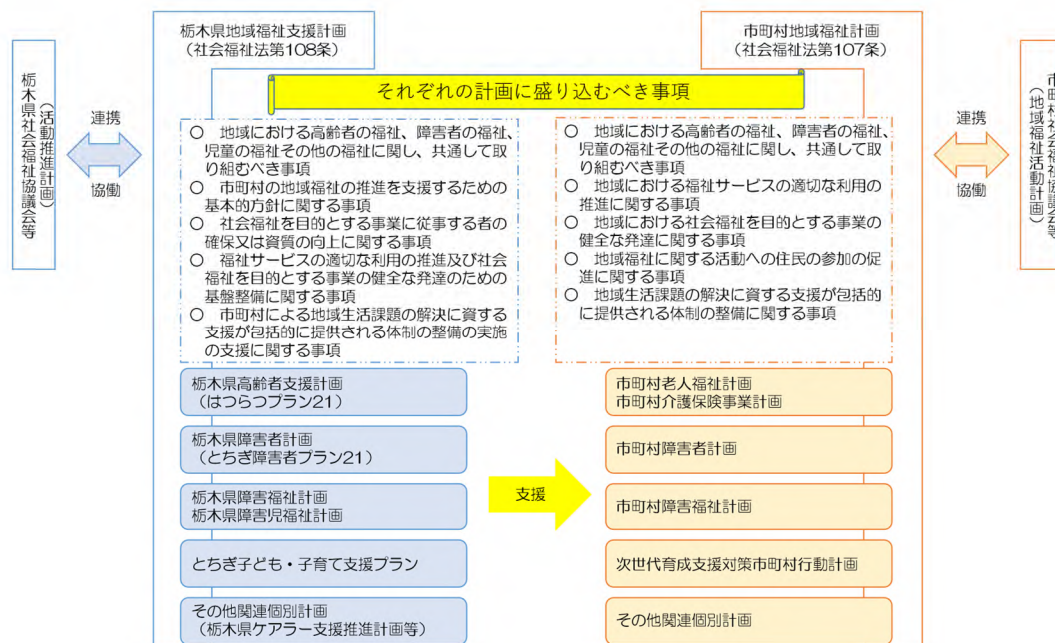
さらに、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」のほか、「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン 21 (九期計画)』」、「栃木県障害者計画『とちぎ障害者プラン 21』」、「栃木県障害福祉計画 (第 7 期計画)」、「栃木県障害児福祉計画 (第 3 期計画)」及び「とちぎ子ども・子育て支援プラン (2 期計画)」、「栃木県ケアラー支援推進計画」等の各個別計画との連携を図りながら、他の計画では対応しがたい事項や横断的の事項に取り組み、各市町における「市町村地域福祉計画」や、各種福祉に関する計画の実現を支援する計画です。

## 3 計画期間

福祉分野における各個別計画との連携を図る観点により、令和 3 (2021) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 6 年間とします。

なお、概ね 3 年を目途に計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要に応じて評価指標や個別施策の見直しを図るなど、計画期間中における状況の変化に、適切に対応します。

### 【栃木県地域福祉支援計画と市町地域福祉計画等の関係イメージ】



## 4 SDGsの達成に向けた取組

「SDGs (エスディーゼズ)」は、平成 27(2015)年 9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」です。

我が国では、平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、「SDGs実施指針」を策定しました。

本県においても、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

この「栃木県地域福祉支援計画(第4期)」の取組を推進することは、「SDGs」の目標の達成に資するものにつながります。



### 「SDGs」を達成するための具体的施策

施策(大項目)	施策の展開(中項目)	主なターゲット
1 安心して暮らせる地域づくり	(1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり (2) 災害に備えた取組の促進 (3) ひとにやさしいまちづくりの推進	3, 9, 10, 11, 13
2 地域を担うひとづくり	(1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実 (3) 福祉人材の育成・確保	8, 9, 10, 11, 17
3 地域福祉の基盤づくり	(1) 包括的な支援体制の構築促進 (2) 社会福祉協議会の取組の充実 (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 (4) 福祉サービスの質の確保・向上 (5) 寄附文化の醸成	1, 2, 3, 4, 10, 11, 16, 17